

総務文教常任委員会記録

平成26年6月10日

【開催日】 平成26年6月10日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午前11時41分

【出席委員】

委員長	河野 朋子	副委員長	中村 博行
委員	伊藤 實	委員	岡山 明
委員	笹木 慶之	委員	福田 勝政
委員	山田 伸幸		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

議長	尾山 信義	副議長	三浦 英統
傍聴議員	下瀬 俊夫		

【執行部出席者】

総務部長	中村 聡	税務課長	岩本 良治
税務課主幹	古谷 昌章	税務課主査兼市民 税係長	銭谷 憲典
税務課主査兼固 定資産税係長	藤本 義忠		
総合政策部長	堀川 順生	企画課長	芳司 修重
企画課企画係長	杉山 洋子	企画課行革推進係 長	別府 隆行
建設部建築住宅 課長	清力 祐二	建築住宅課主任技 師	石田 佳之
教育長	江澤 正思	教育部長	今本 史郎
社会教育課長	和西 禎行	社会教育課主査兼 青少年係長	臼井 謙治
社会教育課文化 財係主任主事	佐貫 政彰		

【事務局出席者】

事務局長	古川 博三	議事係長	田尾 忠久
------	-------	------	-------

【審査事項】

- 1 議案第49号 山陽小野田市税条例等の一部を改正する条例の制定について(税務)
- 2 議案第50号 山陽小野田市文化財保護条例の一部を改正する条例の制定について(社会教育)
- 3 議案第51号 厚狭地区複合施設整備事業(体育館棟建築主体工事)請負契約の一部変更について(企画)
- 4 請願第10号 山陽小野田市の学校給食を親子方式で実施することを求める請願書について
- 5 陳情要望について
- 6 閉会中の調査事項について

午前10時開会

河野朋子委員長 おはようございます。ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。審査に入ります。議案第49号山陽小野田市税条例等の一部を改正する条例の制定について税務課より説明をお願いいたします。

岩本税務課長 それでは、平成26年度地方税法の一部改正に伴います市税条例の一部改正の概要について、御説明申し上げます。内容について主な改正点をまとめた説明資料を配付しておりますので、それによって御説明申し上げたいと思います。少々時間かかるかと思いますがよろしくお願ひいたします。

主な改正点の1点目は、法人市民税法人税割の税率の改正であります。これは、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人市民税法人税割の一部を地方法人税という名称で国税化することとなったことに伴い、相当する税率を引き下げるものであります。本市の税率は、税率の上限となっております、制限税率を採用していますが、税率表に示しておりますとおり、現行14.7%を2.6%引き下げて、改正後は12.1%とするものでございます。なお、市民税の引き下げにあわせまして、県民税も1.8%引き下げとなり、合計で4.4%引き下げとなります。この引き下げ分が、そのまま国税化することとなります。また、法人市民税の標準税率、これは通常その税率によるべきものとして国が定める税率ですが、現行12.3%が同様に2.6%引き下げとなり、改正後は9.7%となっております。本市におきましては、制限税率を採用しているところでございます。国税化された地方法人税に

つきましては、地方交付税の財源となり、地方に再分配されることとなります。施行は、本年10月1日で、適用は、同日から開始する事業年度から適用することとなっています。この改正による本市の税収への影響額ですが、概算で平成27年度は、1億1,700万円程度の減額になると考えております。なお、法人市民税の国税化の動きは、今後消費税10%段階においてさらに進めるとされていますので申し添えさせていただきます。

次に主な改正点の2点目は、軽自動車税の見直しであります。これは、国及び地方を通じた自動車関連税制の見直しに伴い、軽自動車税の税率を引き上げるものであります。軽自動車税の税率は、小型特殊自動車を除き標準税率となっていますので、この税率を採用させていただくものであります。引き上げ幅は、基本的に自家用の乗用車については、1.5倍となっています。その他の営業用、貨物用については、中小事業者等の負担増に配慮するという観点から1.25倍と比較して低い引き上げ幅に抑えられています。今回の引き上げについて、なぜ1.5倍なのかという点につきまして、国からの説明がありますので、若干引用させていただきます。軽自動車税につきましては、昭和59年に改正されて以降、実に30年ぶりの改正であります。また4輪でいえば、小型自動車との格差が実に4倍以上あるというのが現状でありまして、このような不均衡な部分がある程度是正するというのが今回の見直しの出発点であります。これに加えて、納税者の税負担への配慮及び税収への影響を総合的に考えた結果、落ちついてきた数値であるというふうな国のほうの説明でございます。また現行の税額の最低額は、原動機付自転車の1,000円ですが、徴税コストを考慮すると年間1,000円は低すぎるという議論がありまして、最低額が結果といたしまして2倍の2,000円に引き上げられているところでございます。この点につきましては、1.5倍という原則はありますけれども、原動機付自転車の50CC以下につきましては2倍になっているということでございます。小型特殊自動車につきましては、各市町村で定めることとなっていますが、地方税法に「軽自動車税の全体の税率と均衡を失しないようにしなければならない」との規定がありますので、これに則しまして、トラクター、コンバインなどの農耕作業用を1.5倍、フォークリフト、ショベルローダなどその他の小型特殊自動車を1.25倍に引き上げるものです。詳細は、お手元の資料の税率表で御確認いただきたいと思います。施行は、来年、平成27年4月1日であります。適用は2つに区分されておりまして、まず原動機付自転車、2輪の軽自動車、2輪の小型自動車及び小型特殊自動車については、平成27年度分以後の軽自動

車税に適用するとなっています。従いまして、これらの軽自動車を平成27年4月1日の賦課期日現在で所有している場合は、平成27年度から引き上げとなります。3輪及び4輪以上の軽自動車については、平成27年4月1日以後に取得される新車から適用することとなっています。従いまして、現在所有されている3輪及び4輪以上の軽自動車については、来年度以降も現行どおりで、当面変更はありませんが、平成27年4月1日の賦課期日に新車登録された場合は、平成27年度から改正後の税率となります。また、賦課期日の翌日平成27年4月2日以後に新車登録された場合は、平成28年度から改正後の税率となります。実質28年度からの引き上げになるというふうに考えていただいていると思います。軽自動車税の見直しによる市税収入への影響は、平成27年度が原動機付自転車や2輪の小型自動車などの引き上げにより、概算で580万円程度の増収になると考えています。また、平成28年度は4輪の新車課税が適用となりますので、さらに530万円程度の増収になると考えています。

主な改正点の3点目は、3輪以上の軽自動車に係る重課の導入であります。これは、既に自動車税については導入されていますが、同様にグリーン化の観点から、最初の検査から13年を経過した3輪以上の軽自動車について、税率を引き上げるという重課を導入するものであります。引き上げ幅は、基本的に改正後の軽自動車税の20%となっています。施行は、再来年、平成28年4月1日となっており、平成28年度分以後の軽自動車税に適用することとなっています。従いまして、現在所有されている4輪の自家用乗用の軽自動車については、現行7,200円ですが、13年を経過した次の年度から、今回の改正後の税額10,800円を経ずに、12,900円の重課となります。この重課の実施による市税収入の影響は、概算で平成28年度が410万円程度の増収になるというふうに見込んでおります。なお、消費税10%段階において、車体課税全般の見直しが行われ、あわせて軽自動車税の軽課について検討される見込みとなっておりますので、申し添えさせていただきます。

次に主な改正点の4点目は、軽自動車税の減免対象範囲の拡充であります。これは、県において、自動車取得税及び自動車税の減免制度が拡充されましたので、これにあわせて、本市の軽自動車税の減免対象範囲に一定の精神障害者及び知的障害者本人が運転する軽自動車を新たに追加するものです。これまでは、精神障害者及び知的障害者の本人については、減免対象ではありませんでしたが、これを新たに追加するものです。

主な改正点の5点目は、償却資産に係る課税標準の特例措置の創設、

拡充であります。これは、地域決定額地方税制特例措置、通称わがまち特例を導入するものです。わがまち特例については、環境や防災といった分野の施策を誘導することを目的として、固定資産税の償却資産について、一定の範囲ではありますが、市町村の裁量で特例率を定めることができる制度であります。平成24年度に創設され、本年度は5件の特例措置を導入するものであります。なお、環境等の分野については、税務課は所管していませんので、この特例率についてどうするかについては、該当する関係各課との協議を踏まえまして判断したいところでございます。最初に(1)は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき、地球温暖化に影響のあるフロン類の使用を抑制しようとするものであります。具体的には、CO₂ショーケース、空気冷凍システム等の冷蔵機器や冷凍機器について、フロン類を使用しないノンフロン製品であるところの自然冷媒を利用した機器を平成29年3月末までに取得された場合は、新たに3年度分にわたって償却資産の課税標準額を4分の3に軽減するものであります。これは地球温暖化対策を趣旨とした環境施策でありますので、所管する環境課と協議し、また、スーパーマーケット等の設備投資に対する支援といった商業振興の側面もありますので、商工労働課と協議しましたが、本市においてこの特例率を強化し、促進するまでの特別の理由はないとの判断でありましたので、税務課といたしましては、市財政の健全化のため税収確保を最重要課題と考えておりますので、これらの事情を総合的に勘案する中で、国が参酌する割合として示しています4分の3を特例率として採用するものです。参酌する割合は、一定の幅の中の中央値を参酌する割合として示されているところでございます。次に(2)は、公害防止対策を推進しようとするものであり、現行の制度ですが、これにわがまち特例を導入した上で、適用期限を2年延長するものであります。①は、水質汚濁防止法の特定施設に係る汚水または廃液の処理施設に対するもので、具体的には、沈殿または浮上装置、油水分離装置等であります。このような施設、設備を設置した場合に、特例率を適用するものです。続けて②及び③は、大気汚染防止法及び土壌汚染防止法の有害物質の排出抑制施設を設置した場合に特例率を適用するもので、主にドライクリーニング店が対象となります。これらの施策について、所管する環境課及び関連する商工労働課と協議しましたが、特に特例率を強化して促進するまでの現状の理由はないとの判断でありました。よって、税収確保の重要性も勘案いたしまして、現行の特例率と変わりありませんが、国が参酌する割合として示しています割合、①については3分の1、②及び③については2分の1の特例率を採用するものであります。最後に、(3)は、

水防法に基づき浸水想定区域の地下街等、これは地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいいますが、この所有者等が取得した止水板、防水扉、排水ポンプ等の浸水防止用設備に対して、新たに特例率を適用するものです。このような施設は、本市には現在のところ該当ありませんが、防災対策であること、また税収確保の重要性も勘案しまして、国が参酌する割合として示しています3分の2の特例率を採用するものです。以上、市税条例等の一部を改正する条例の概要説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

河野朋子委員長 ありがとうございます。それでは質疑に入りたいと思います。

山田伸幸委員 今回のこの改正は、最初の説明の際に、地域主権改革の一環、実勢を尊重というふうなことが説明をされました。これは市長のほうから説明をされたんですが、ということは今回のこの改正というのは義務づけではないというふうに判断してよろしいのでしょうか。

岩本税務課長 今回の改正内容につきましては、地方公共団体が条例で自主的に定めることができる全て内容となっております。ただしそれに当たりまして、標準となる指標といいますか、基準となるものは国から示されているというところでございます。

山田伸幸委員 それについては市はそれをそのまま実施するという判断をされたのか、それとも当面見送ろうとかそういうふうな議論とかはされてないのか。それについてはいかがでしょうか。

岩本税務課長 当然個々の改正の内容につきまして、必要であれば関係各課の判断を、見解をいただきながら自主的に決定した内容というふうに考えております。

山田伸幸委員 特に今回は法人税が地方交付税化されると、まあ還ってくるような言い方もされましたけれど、実質法人税が減税をされて、法人税の減税金額がかなり、1億1,700万減税されて、庶民のほうは細かく取り上げられていくというふうな、そういう内容となっていると思うのですが、このようなやり方について担当課といいますか、より市民に近い立場から私が考えるに非常に市民負担が大きくなっていくというふうに思わざるを得ないんですが、そういう議論等はされていないのでしょ

うか。

岩本税務課長 地方税法全体の枠組みにつきましては、国のほうで慎重に議論される中で、出てきたものだと思っておりますので、それを尊重しながら、ただし市としての実情も踏まえて主には財政上の事情が非常に大きなウェイトを占めてしまいますが、そういったことを判断する中で、条例案として出させていただいたというものでございます。

山田伸幸委員 財政力格差の縮小というふうに言われましたけれど、これが本当にそういうふうにつながるんですか。先ほど言われると、法人税の減税された分は、地方交付税化と言われるけれど、今国が言いよるのは、法人税そのものを大きく下げていこうと全体を下げていこうというふうなことが言われている中で、何か一方的に市民の側に負担だけが求められているふうを感じるんですがいかがでしょうか。

岩本税務課長 地方法人税の国税化が今後また進もうとしているわけですが、それは国の説明によりますと地域間の税源の偏在性、主に都市部と地方とのどうしても財源上の偏在があること。都市部に集中して、地方に希薄であるというところの格差を縮小するという、これは大きな命題として、これを解決するための方策として今回このような見直しが行われたものであります。この過程におきましては当然都市部におきましては、大きな反発があったというふうなことも聞いております。しかしそのような中でこういった制度が枠組みが実際出てきたということですので、地方としては当初の目的が、要はこれによって偏在性が是正され、今まで財源が希薄であったところに手厚く配分されるということを期待したいというふうに考えております。

山田伸幸委員 それでは山陽小野田市にとっては、これはプラスになるのかマイナスになるのか、その点はいかがですか。

中村総務部長 この法人市民税の国税化につきましては、今課長が説明したとおりです。法の改正の趣旨が地域間の税源の偏在性を是正することですから、特に東京ですね、東京を中心とした大都市のものを一部国税化して地方に配分するという趣旨でございます。ですからこの法人市民税につきましては、税額は変わっておりません。全体ですね。減税にはなっていないということでございます。山陽小野田市にとってどうかという御質問でございますが、これは国税化した後のその配分、交付

税算入なり、交付税の財源にするという方針が出ておりますが、その配分についてまだ国から示されておられません。ですから具体的に山陽小野田市にとってプラスになるかマイナスになるか、この時点でははっきりとは申せませんが、法の趣旨から言いますと、その偏在化を是正するというのでございますので、今の1億何がしの減税になるわけでございますが、それが大きく財政に影響しないような形で当然配分されるものというふうに期待をいたしております。

山田伸幸委員 地方にあった財源を中央に取り上げて、地方をどうするかというと、今言われているのは、もう安倍首相などは法人税の大幅な削減を言っているわけで、じゃそれがどこの財源をもとにして再配分が行われるのか、この地方にされるのかとなると、その地方法人税から地方交付税のほうに繰り入れられて、それがこちら側に返ってくるというふうになかなか思いにくいわけですね、で、山陽小野田市にとってはかなり大きなマイナスになるのではないかなというふうに見ざるを得ないんですが、そういうふうには捉えてはいないということですか。

中村総務部長 国から示されておられませんので、回答がなかなかしにくいのですが、山陽小野田市にとって大きなマイナスになるということはないのではないかなというふうには考えております。国税に関する議論につきましては、ちょっと私どもも当然注視はしていかなければいけないわけですが、こうどうあるべきという立場にございませんので、そのあたりは御理解のほどよろしくお願いいたします。

山田伸幸委員 では先ほどの説明の中で、特例率の説明では上限とか、中央の値を参酌をして、税率を決めているわけですが、この軽自動車税の税率については、そういった配慮とかですね、特に原付自転車とかなると、大学生とかですね、勤労青少年も含めて、これを所有して自分の生計に充ててみたり、自分が大学に通うためにやって充てる。あるいは、パートの方々がこれを通勤に使って、何とか生計をやりくりしてるというふうな状況も多数見受けられるわけですが、そういった配慮とかですね、必要ではないかなと思うのですが、この国が示してきた標準どおりのそういった増税でいいのかなのかどうか、その点いかがですか。

岩本税務課長 軽自動車税につきましては、国からの標準税率ということで示されているものでありまして、標準税率は先ほども申しましたけども、通常その税率によるべきものとして国が定める税率でありまして、財政

上その他の特別な理由があると認められる場合は、これによることを要しない税率ということでもあります。特にこの軽自動車税については、いろいろと考え方はあろうかと思えますけども、本市におきましては標準税率を採用させていただきたい。これをもし標準税率としない、これより下回る税率を採用した場合には、デメリットも考えていかなければいけないというふうに思います。標準税率を下回る税率とする場合には、若干国から制約がありまして、1つには公共事業等に対する起債に当たりまして、これが許可制度になってしまうということ。場合によっては許可されない場合もあるということでございます。2つ目といたしまして、地方交付税の算定が不利になってしまうということ。地方交付税の算定の基礎となります基準財政収入額の算定のための税率として、この標準税率が使われますけどもその分標準税率が下回った場合は、この算定においても不利な状態になるということもやはり考えあわせていかななくてはならないというふうに思っております。

山田伸幸委員　ならば例えば所得だとか、あるいはその人のおかれている状況によって減免ということもあろうかと思うんですが、そういったことはないんでしょうか。

銭谷税務課主査兼市民税係長　軽自動車税は財産に対する課税ですので、収入に対する課税とはまた別の考え方で財産を持っておられる方への課税となっておりますので、収入とは別に考えていきたいと思っております。減免措置は、障害者の方とかそういう方には、減免措置は現在もあります。

山田伸幸委員　勤労学生とかですね、それとか母子世帯とかそういったところに対する減免はあるんですか。

銭谷税務課主査兼市民税係長　市県民税であるようなそういう勤労学生とか寡婦の方とかそういう分で、所得で125万以下は非課税とかあるんですけどそういうのは軽自動車についてはございません。

笹木慶之委員　2つほどお尋ねしますが、まず1点目は先ほどから出ております法人市民税の関係で、地方法人税として国税化されると。こういうことなんですが、その配分方法とすれば当然交付税等によると。よって違う措置がされるということになるでしょうが、一部の報道によると地域の活性化のために何かそういうふうなことをした団体については、別の

加算をするというふうな記事が出ておりましたが、財源的にもかなりの金額になっておったと思います。まだ決定された事項ではないかもしれませんが、そういった情報があるのかないのか。それまず1点ですね。それから2点目は、今の車の関係で、標準税率を使うということはもうこれは仕方ないというふうに私は思うんですが、1つ聞きたいのは、原付50CC以下の車ですね、ナンバーつけたまま、廃車の手続をせずにとというのが相当あるように思われますが、その辺の実態と対応どうされておられますか。これは課税しようにも課税しても徴収できないというふうな状況がくるわけですが、そういった実態がどうなのか、お聞かせいただきたいと思います。

河野朋子委員長 2点ありましたけど、1点目の交付税にかわるプラス何かということですが。

岩本税務課長 最初の地域活性化の加算があるのではないかということですが、国からの報道でしょうか、そういった情報があるということですが、現在税務課としては把握しておりません。2点目の50CC以下の原動機付自転車につきましては、登録制度がございませんので、本人の申告によってこれが全て課税されることとなりますので、実務上におきましては非常に申告の漏れとか、譲渡もたやすく行われるということで、その追跡が非常に難しいという実態があります。先ほど徴税コストの話をしましたけれども、非常にこれについて手間がかかる、労力を強いられているという状況があります。議員さんがおっしゃるとおり廃車してもなかなか申告がないと把握ができないという現状がございます。

笹木慶之委員 やはり後者の分ですけど、課税と徴収というのは、1つの流れの中で起こる問題ですから、大変難しい問題とは思いますが、やはり関係団体あるいは市民に向けてもその手続を怠らないようにという願いを実現するのが得策じゃないかと思います。それから最初に申し上げた分については、これは一部の報道機関からの私が情報を入手したといいますか、たまたま見たわけで、まだ今後の動きはわかりませんが、私の思うところそういう傾向が強いんじゃないかなというふうに思います。と言いますのが、地方自治法が一部改正されて、かなりそういった方向へ向けたような地域連携のような、あるいは地域活性化のような法律改正もあっておりますので、そこの辺はやはり注視して、早めに対応されたほうがいいんじゃないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

中村総務部長 この法人税が充当されるかどうかわかりませんが、頑張る地域交付金とかいうものもできております。だから地域で頑張っておるところには手厚く配分しようという国の動き、それは間違いなくございますので、議員さん御指摘のとおりそういったところに留意しながら今後施策も考えていきたいというふうに思います。

岡山明委員 私のほうからは今ちょっと報道でも、新聞でも出てるんですけど、県民税の還付加算金。県との連携がとれてなくて各市町村ほとんどそういう還付金が戻されてないとそういう報道がある状況の中で、いまだこういう法人税のこの割合を下げていくと。庶民としての、これは国が決めた問題ですので、そういう時期的に今、法人税の還付加算金を返さない状況で、税率を下げていくと。会社は、企業自体は、優遇するけど個人はちょっと一手間って言ったらかおかしいんですけど、そういう形を感じるんですけどこの辺はいかなものかなと思うんですけど、どうですか。

岩本税務課長 御指摘のありました還付加算金の未払いの問題と法人税の引き下げの問題は、全く関連してございませんので、それぞれ別に御考慮いただけたらなというふうに思います。

岡山明委員 大変申しわけないですけど、この法人税とかいろいろ車の軽の税金あるんですが、これは国が出した標準課税の金額がほとんど一緒とそういう解釈でいいんですかね。この今言うたこのわがまちの特例の中に文書が参酌という言葉が入ってるんですけど、それ以外は入ってないと。わがまち特例以外は全て今言うた標準税率に関して国が示したとおりの数値以外は、出ていないと、そういう解釈でよろしいんですかね。

岩本税務課長 そのとおりでありまして、わがまち特例のみで、本当に例外的に地方の自主的な法令制定権を認めるといった状態で今出てきておりますので、その他につきましてはどうしても国から標準税率なり制限税率が示される中で、市町村は対応せざるを得ないというところでございます。

岡山明委員 じゃそういうことで国が全部決めたと。そういう標準課税で推進してるという状況で、先ほど言われたわがまち特例の中で、今参酌の分で、特例というのはそれぞれあるんですが、ほとんど変わっていないと

いう状況の中で、この対象の部分がこれはどうしても企業の部分の、各企業が出してくるそういう排水とかの問題でありまして、それに対してこの山陽小野田市として、この企業を守るそういう形でもう少しこういう特例率を上げて、負担を軽減するという形は、当然本市はないという状況があるのかなと思うんですけど。それともう一つ、今言うたコンビナート関係を持った市町村において、この特例率は、ほとんど一緒なんかと参酌ということで、特例がやり方が一緒と。一番いいところを取ってという形になってますから、その辺はどうですか。

岩本税務課長 わがまち特例の特例率につきましては、一定の幅がありまして、それ自体が既に事業に関するところ、主に環境とか防災とかいう分野になりますけども、そういった民間が行う事業に対しての補助を行うというのは、これは間違いないことでもありますので、その中の割合をどうするかという問題でありまして、それにつきましては、積極的には中央値以上にそれをさらに進めるといふところの判断には至ってないということです。特例率自体は、採用しておりましてその点につきましては、企業の事業活動に大きな支援になるというふうに思っております。またこのわがまち特例につきましては、コンビナートがあるかないかによって差があるかについては、これはございません。全国一律で同じように特例率が示されているところであります。ちなみに県内で言いますと、山口県の西側あたりは、ほとんど参酌する割合で全て採用しているという事前の情報を得ているところでございます。

山田伸幸委員 もう一度確認をさせていただきたいのですが、法人市民税の減税によって減額となる分が1億1,700万円。増収となる部分、軽自動車税の分は1,520万円ということよろしいですか。これは580万円、530万円、410万円と言われましたよね。最後の410万というのは、消費税が10%に増税された際にそれがまたさらに加わってくるというふうな説明だったと思うんですが、よろしいでしょうか。

岩本税務課長 車体課税分での増収は、もう一度説明させていただきます。まず平成27年度におきましては、軽自動車税の見直しのうちの3輪、4輪を除く以外のところの原動機付自転車とか2輪の小型自動車などの引き上げによりまして、概算で580万円程度の増収になる。この増収になるというのは、要は26年度の予算、あるいは25年度の決算と比べてこの程度の増収になるだろうということでございます。同じく車体課税の見直しによりまして平成28年度は、今度は3輪、4輪の新車課税

が適用となりますので、平成24年度からは現在の予算に比べますと、530万円程度の増収になるだろうと考えています。28年度以降は当然新車登録ということですので、25年度の新車登録が1,780台ございますが、その水準が多分、いつ乗りかえ時期になるかわかりませんが、5年、6年とかいった期間について、同様に28年度以降は、新車登録によって平成26年度の予算に比べて毎年530万円程度増収になるだろうと考えています。これはあくまで平成26年度の予算と比べての話でございます。続きまして重課の分の増収でございます。これが重課につきましては、平成28年度から増収が見込めますが、これにつきましては、平成14年中に登録した市内でいえば、今840台ぐらい車がありますけども、それがそのまま平成28年度まで所有されていたとしたならば、平成26年度の予算に比べて410万円程度増収になるだろうということでございます。全体でということになるとまた表現が違ってまいりますので、今説明した内容はそれぞれのファクターといいますか、要素ごとの増収の例示でございますので、それに対して法人減税が1億1,700万円程度の減額になることに対する増収分という比較はちょっとまた別の説明が必要になろうかと思っておりますので、御了解いただきたいと思います。

中村総務部長 若干補足させていただきます。これは課長が説明いたしましたように今の台数で推計するとということでございますので、新車につきましても税額が上がるから軽自動車離れとか、そういった現象が起これば当然減額になります。また重課税につきましても、これだけ上がるなら買いかえようかということで、新しい車にかえればその分だけは減りますので、今申したものよりも下がっていく可能性は十分考えられるところでは十分お含みおきいただきたいというふうに思います。

山田伸幸委員 これからのことを言われたんですが、当然駆け込みが終わって、軽は大体ほぼ維持しているとはいえ、やはり台数の減少というのは、実際のところとして全国的な数字としてあらわれているわけです。本当に庶民の足に対して、狙い撃ちするような今回の課税が法人税減税のための財源に、財源にもなりにしませんけど、そういうふうな形にも見えるわけです。本当にこれが市民に納得が得られるようなそういうものかと思えばですね、それは全然あり得ない特に・・・。

河野朋子委員長 討論ですか、それ質問ですか。

山田伸幸委員 質問を今からします。

河野朋子委員長 質問をじゃお願いします。

山田伸幸委員 特に今から年金も下がってくる。そういった方々にとって、これは大きな負担になろうかと思うのですが、やはり減免も含めてやはりきちんとそういったことも対応していかないと市民の暮らしそのものが自動車がなくであり得ないという部分もあるわけですから、そういった検討も必要ではないかと思うのですが、そういった検討をされませんか。

中村総務部長 いろいろ御意見があるのは、承知いたしておりますが、やはり先ほど課長が申しましたとおり、地方税法で定められました標準税率これを採用せざるを得ないという地方の事情というものも御理解いただきたいというふうに思っております。できましたら減税したい、それは当然のことではございますが、それはなかなか難しい状況にあるという判断でございます。

岡山明委員 先ほど部長も言われたんですが、これだけ市民にとってこの税率が今まで7, 200円、1万円を超えると。私の女房もこれを見て、これを見てとはあれなんですけど、ちょっとのぞき込んで見たときに、のぞかれたときに3, 000円上がると。じゃ買いかえたほうがええと。そういうちょっと極端な発言なんですけど。そういった意味で料金が、この料金が上がる、税率が上がるとそういった意味の周知徹底、この委員会はここで終わって、この金額と数字が恐らくもう出てこないと。じゃ1年後、来年すばつと言うたように3, 000円、もう1万円取られると。そういう形のときに市として今言うたその市民に対して、どういうふうに上がりますよと。これが料金が4月1日から上がると。買うんなら3月いっぱいには買いかえなさいと。そういう周知徹底じゃないんですけど。まあ3, 000円でどうかと思うんですけど、そういう周知徹底の形というのは、考えてらっしゃるんですかね。

河野朋子委員長 ちょっとこれ条例改正と直接あれですけど、今後の広報とかをどうするかということですけど、そのあたりの考え方が、周知について。

岩本税務課長 軽自動車税の引き上げに限りませんが、このような市民に対して何らかの利益、不利益になるような事項につきましては必ず広報

でお知らせするようにしています。またホームページでお知らせします。また必要によりましては、この中の一部の重課の部分につきましては、1年後となりますので、来年度の軽自動車税の納税通知書を発送する際には、個別にお知らせするチラシを封入するということもできますので、そういった中で市民に周知を徹底していきたいというふうに思っております。

河野朋子委員長 ほかに質疑は。「なし」と呼ぶ者あり）よろしいですか。質疑は打ち切りまして、討論に入ります。討論はありますか。山田委員。

山田伸幸委員 今回のこの市税条例の改正は、法人は減税をして庶民の足である原付自転車や、あるいは軽自動車等をですね、本当に親しまれている、そういったものが増税されるということは、国の標準とはいえ、とても納得できるものではありませんので、反対とさせていただきます。

河野朋子委員長 ほかにありますか。「なし」と呼ぶ者あり）なければ討論を終わり採決に入ります。議案第49号に対しまして賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

河野朋子委員長 賛成多数で本議案は可決すべきものと決しました。お疲れさまでした。それでは職員の入替えをお願いします。55分から再開します。

午前10時46分休憩

午前10時54分再開

河野朋子委員長 それでは委員会を再開いたします。引き続きまして議案第50号について審査をいたします。それでは執行部よろしく願いいたします。

和西社会教育課長 社会教育課和西です。よろしく申し上げます。議案第50号について御説明します。文化財の管理、保存、修理の補助について定めた第23条の改正です。参考資料の新旧対照表をごらんください。下線部分になりますが、「経費の一部」を「経費の全部又は一部」に改正し

ます。現行の条例は、指定文化財の修理、保存につきまして、「負担に堪えないとき」「特別の事情があるとき」という場合、経費の「一部」につき市が補助する内容となっておりました。今回の改正で、所有者が想定していない文化財的価値が生じ、指定文化財に指定されることになったものについて、その保護経費を行政が全額負担することで、その文化財の破損、滅失を回避することができるようになります。実際には、天然記念物の保存、管理に際しての運用が考えられるところです。説明は以上です。

河野朋子委員長 質疑を受けます。

山田伸幸委員 今言われた天然記念物というのは、竜王山のハマセンダンのことを言っておられたのでしょうか。

和西社会教育課長 ハマセンダンの昨年来からの指定に際して実際に補助を行う場合、所有者との話し合いを進める中で、現条例では難しいところがありましたので、今回のような改正を行うことになった次第であります。

山田伸幸委員 その保護の仕方というのは、どういうふうなことを考えておられるのでしょうか。

和西社会教育課長 今年度につきましては、南方系の樹木でありますので、木の伐採をして日当たりをよくすること、それから木の今の状況がどうなのか、実際病気にかかっているのかどうかの診断を行うというような、この2つのことを考えております。

山田伸幸委員 周辺樹木の伐採は絶対やめたほうがいいと思います。と言うのは、今の状況であの大きさを保っているわけですから、周辺の木を切ることによって風が入ってくる。そのことによって大きな影響が出る。私も先日、屋久島の縄文杉を見てまいりましたが、周りを切ることによって大きく環境が変わって、そこに集中豪雨なんかもあってですね、周辺が崩れたという例もあります。そうするよりは現状をよく、しっかり把握して現状を維持することのほうが私は大切だというふうに思いますが、そういう検討あるいは、ほかの例の研究とかされておられますか。

河野朋子委員長 今の質疑は、ちょっと個別具体的な保護の仕方について具体的に聞かれてますけど、条例を改正することについての質疑に切りかえ

させていただきたいと思います。個別の保護の仕方については、また別のところでやっていただきたいと思いますので。この改正について質疑があれば受けます。

笹木慶之委員 今具体的に対象物件といいますか、何とかな、指定しての改正を言われましたが、ちょっと私はそれは違うんじゃないかと思うんですがね。今委員長のほうからありましたが、改正というのはいろんなことを想定した中での、やはり条例改正であって、もっと幅広い視野に立った上で改正論旨を述べるべきじゃないかと思います。たまたま今の事項が懸案となっていることはわかりますけどね。例えば埴生の松原は天然記念物ですね。所有者は財団法人になっているのか、市になっているのかわかりませんが、以前は財団法人でした。それからまたほかにもあるんですよ。文化財には指定されていないが今それを検討されておられる物件はあるんじゃないかと思うんです。だからそういったところを市全体の文化財を守るという観点の中で、やはり一部、何と言いますか、補助ということなしに、全面的に補助するということが市として必要なんだと。私はやはりそういう観点できちっと説明してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

今本教育部長 今御指摘がありました天然記念物の市の文化財の指定というのは、今おっしゃったように糸根の松原でございます。これ1件しか天然記念物は市の分としてはございません。今までは市の所有でしたから松を保存するのに都市計画課が順次注射打ったりとかですね、そういう手当てをしながら松の保存をやっておりました。今回たまたまと言うか、新たな問題としてハマセンダンを指定をしたということで、本来文化財というのは所有者がおられるわけですから、こういう管理、保全、修繕については所有者が負担をするのが原則というふうに考えております。ただ本人が意図せず、大事なものだからということで市が指定をしたということで、その本人様のほうに負担をしていただくというのが非常に難しいところも出てきたというのが実情です。所有者の負担は原則ですけども今後天然記念物等の指定が広がっていくときに本人さんに負担を求めることなく市のほうですることができるようにするというのが今回の条例の改正の趣旨で、あくまで本人負担の原則というのは変わっておりません。

中村博行副委員長 一部負担、全額市がみるというようなお話ですけど、その審査というのは教育委員会でするわけですかね。

和西社会教育課長 修理補助金要綱というのがございまして、別に定めておりましたのでそれにのっとって支出するようになります。

中村博行副委員長 全額とありますけども上限とかいうのは決められているんですかね。

和西社会教育課長 現在の補助金交付要綱では、2分の1ということが定められておるところですが、規定にかかわらず市長が特に必要と認めた場合は変更することができるというただし書きはありますが、今のところ2分の1ということになっております。

伊藤實委員 今の関連ですが、ということは2分の1。要するに総額が1億だったと。今2分の1ですよ。しかしこれ全額となると1億でも出すということですか。

和西社会教育課長 補助金交付要綱の第3条にあるのですが、市長が予算の範囲内において決定するという、そこにのっとって、その事業費の2分の1というふうに今のところ2分の1以内ということになっております。

伊藤實委員 今回の事例は先ほど山田委員が言われた案件だと思います。これは市も指定してこれをまた市の魅力の1つとして発信をしたいというような思いの中で、なかなかその所有者の負担ではそれができない。となると市が指定したから市がその辺を協力して、魅力づくりの手段の1つとしようというふうに考えてると思うんですよ。今言うようにここはやはり予算の範囲内とか言ったらまた中途半端なものになるわけでしょう。そういう考えではなくて、やはりはっきり事例はわかっているんだとしたら、これをこういうことにしてやはり保存もし、全国なりいろんなどに発信して、流動人口をふやす、そういうふうに発展していくもんじゃないですよ。せっかく保護もしたのに市民も知らん、市外の人でも全然知らん。何のことかわからんわけでしょう。そのような考えとかどうなんですか。

和西社会教育課長 ハマセンダンにつきましては、現在誘導版それから説明版の設置が終わりまして、ちょっとあそこ行きづらいところなんで電話の問い合わせ等はあったんですが、今のところこちら側に行けば行けますよと誘導版もつけましたので、対応のほうはさせていただいたんですが、ピーアールという点につきましては足りない点は多々あると思いますの

で、今の御意見をいただきまして、これから先ピーアールに努めていきたいというふうに考えております。

伊藤實委員 それで一応全部補助できるという、変えるにしても試算なりをされてると思うんですが、大体幾らぐらいする気があるか。

和西社会教育課長 今年度に限りましてですが、樹木の伐採につきまして22万円。それから樹木の診断に3万2,000円を想定しているところです。

岡山明委員 ちょっと参考にお聞きしたいんですが、今市の文化財ということで全額。じゃ県と国と。その文化財に関して、そういう全額というのは、国のほうが全額、県が全額ちゅう文面は載ってるんですか。

和西社会教育課長 国のほうは、文化財保護法という上位法がありますので、そのあたりを読み込みますと、やはり国宝級につきましては、文化庁の長官がみずから修理を行うことができるという条文があるんですが、国宝級じゃないものについてやはり所有者負担の原則というのが定められておるところです。

今本教育部長 補足ですけども、今回の条例の改正のこの中身については、市の文化財に対する補助でございますので、今課長が申し上げたのは、ほかの場合での出し方ということになりますので、これ御理解いただきたいと思います。

岡山明委員 いや市が当然やったんでしょけど、やったその理由ですいね。要するに県も同じように全額の感じのこの文面が入ってるような形があると。だから山陽小野田市も同じように県と同じような文章を入れたと。そういう解釈のもとであると、県に沿った文化財の・・・。

和西社会教育課長 県のほうの条例につきましては、この全部負担という部分は明記されておらないところですが、他市の状況を今回の改正に当たり調べたところ、萩市、周南市、下松市、光市この4つの市につきましては、この全部負担という条文が定められておるところでした。

伊藤實委員 要するにあれでしょう。県がどうのこうのというよりは、要は市としては、このような文化財等についてもっと積極的にね、バックアッ

プをしていきたいという中で、一部ではなくて所有者によっては、その状況も異なるんでその辺のバックアップする範囲を広げたいという思いでええわけでしょう。ですよ。

和西社会教育課長 お見込みのとおりです。

福田勝政委員 これ僕一般質問でしたんですけど、松原に墓がありますよね。墓が崩れてるんですよ。それは・・・。(発言する者あり)

河野朋子委員長 ちょっとこの条例改正について。

笹木慶之委員 確認というか、もう1回よう尋ねてみたいと思うんですが、まず答弁の中で天然記念物だけを指して言われましたが、それは条文のどこに出てるんですか。それがまず1点。もう1点は、今市指定の文化財の管理、保存、修理についての条例改正ですね。まだ指定されてないですよ。(発言する者あり) 指定されたんですか。わかりました2番目は結構です。1番の天然記念物に限定されたというのは、どこから読み取ればいいんでしょうかね。

和西社会教育課長 限定はされないとは思いますが、私最初の説明で申しましたが、実際天然記念物の保存に関して運用が考えられるだろうという想定を説明の中で補足させていただいたというふうに受け取っていただければと思います。

笹木慶之委員 そうしますと天然記念物以外の市指定の文化財については、どのようなになるのでしょうか。

和西社会教育課長 前段に書いてありますが、負担に堪えないとき、特別な事情があるときというふうなことを書かしていただいております。そのような事態が生じたときは、このような条例改正をいただいた場合ですが、対応を図ることが可能性としてはあるかなと思います。

笹木慶之委員 もちろん当然できるという解釈ですね。

和西社会教育課長 はい。

岡山明委員 先ほどの話なんですけど、県指定の文化財は、全額補助の文面は

ないと言われましたよね、たしか。で、市は今回つくったと。じゃそういう感じでいくと、県指定した場合、私は個人的にもう管理できないと、市が面倒みてくれということは、それはできるんですかね。極端にちょっとあれなんですけど。そういう形はどうなんですか。1つレベル上の県指定が個人的に、先ほど本人の、今言うた本人がやりなさいと。そういうのが原則と。そういうことを言われた状況の中で、ここの文面の負担に堪えないという状況になったときに、じゃ市が負いましょうと。県のそういう文化財をこの山陽小野田市が負担しましょうという解釈されていいんですかね。

河野朋子委員長 指定してるところが県と市と全然違うものなので、その文化財自体もちょっと違うので、今の一緒にされると、ちょっとあれかもしれない。この条例の改正についての質疑があれば。（「なし」と呼ぶ者あり）でしたら討論に入ります。討論はないですか。いいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは議案第50号について採決をいたします。この当議案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

河野朋子委員長 全員賛成で、可決すべきものと決しました。お疲れさまでした。じゃ20分から再開いたします。

午前11時12分休憩

午前11時20分再開

河野朋子委員長 それでは委員会を再開します。引き続き議案第51号について審査をいたします。それでは執行部の説明をお願いいたします。

芳司企画課長 それでは議案第51号につきまして、御説明をさせていただきます。議案51号は、厚狭地区複合施設整備事業（体育館棟建築主体工事）請負契約の一部変更についてであります。これは、さきの3月市議会定例会において議決をいただき締結いたしました体育館棟の建築主体工事請負契約の金額を変更するため、山陽小野田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に基づきまして、議会の議決を求めるものであります。変更後の契約金額は、当初の契約金額1億9,915万2,000円を78万1,920円増額し、1億9,

993万3,920円とするものでございます。国や地方自治体が公共工事の費用を見積もる際に使います労務単価につきましては、例年4月に見直しがされているところですが、昨今の建設業の人手不足あるいは人件費の高騰を踏まえまして、前倒しの形でことし2月に、全国平均で7.1%引き上げられています。したがって2月以降はこの引き上げられました新労務単価に基づいた契約となりますが、3月に議決をいただき締結した今回の契約では、引き上げ以前の旧労務単価を適用して予定価格を積算しておりました。今回の新労務単価の設定では、特例措置として、平成26年2月1日以降に契約を締結する工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているものについては、契約締結後に新労務単価に基づく契約に変更するための請負代金の額の変更を行うことができるというふうにされております。このたびの増額につきましては、この特例措置に基づき行うものであります。説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

河野朋子委員長 質疑を受けます。

山田伸幸委員 今労務単価を7.1%引き上げということですが、山口県のこの現在の建設業の労務単価というのは、幾らのものが幾らになったのかお答えください。

河野朋子委員長 答えられますか。

堀川総合政策部長 単価の変更というのは例えばこれについてはどのような形でよろしゅうございますか。

山田伸幸委員 はい。

堀川総合政策部長 ちょっと今手元に資料を持ってきておりませんので、後ほど御報告したいと思えます。

河野朋子委員長 別の質問があれば受けます。

山田伸幸委員 今回この契約については見直しがされたんですが、ほかにもいろいろ契約があったと思うんです。これは議会の議決を経ないでいいというものもあろうかと思うんですが、そういうのが何件ぐらいありましたですか。

杉山企画課企画係長 この複合施設の関係では、同じ体育館棟の電気設備工事、機械設備工事、2本について同様の変更契約を行っております。市全体で何本あるかというのは、申しわけありませんが承知しておりません。

河野朋子委員長 ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）じゃいいですか。ここ行くことができるという通知ということですが、しないということもできるということですか。その確認です。

杉山企画課企画係長 業者のほうから請求することができるという規定なので、業者のほうに変更増を望まないということであればしないということも可能です。

河野朋子委員長 業者ができるということですね。はい、わかりました。全国平均が7.1%ということで、県のその状況が知りたかったということですかね。（発言する者あり）よろしいですか。また後個別に聞いていただくということで。ほかに。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは質疑を打ち切り討論に入ります。討論はいいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）では議案第51号について採決をいたします。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

河野朋子委員長 全員賛成で可決すべきものと決しました。お疲れさまでした。

（執行部退場）

河野朋子委員長 それでは引き続きまして、請願第10号山陽小野田市の学校給食を親子方式で実施することを求める請願書について。これは前回より継続としていました案件ですけれども、これについて協議したいと思いますが、予算の3月定例会で出されました執行部からの提案については、皆さん御承知のとおり議会として一定の結論を出したわけですが、そのことも踏まえて現在出されているこの請願について、どちらかといえば、意見交換として、今どのようなお考えを持っていらっしゃるのか、3月定例会を終えて、現時点で。その辺を少し協議したいと思いますがいかがでしょうか。

伊藤實委員 総務文教常任委員会のほうでは、いろいろ委員にはそれぞれの考え方があったと思います。今回の給食センターについては、一般会計の予算が全会一致の附帯決議案も含めですね、そうした中で本会議でも採択をされたわけですが、そういう部分について執行部の意向というか、その部分がまだ見えてないところ、それと総務文教常任委員会の中の協議の中でも要するに親子方式の何カ所かという話、3カ所か。要するに小野田が2カ所、山陽地区で1カ所という、山陽地区を2つやったっけ。4つというような教育委員会がいろいろ試算したと思うんですよ。しかしながら小野田の親子方式にするにしても老朽化のところもあるという中で、それぞれまたその親子方式にするにしても、その4カ所ではなくて、もうちょっとふやすような格好でというような考えの意見もあったと思いますし、今からここで結論をなかなか出すのは難しいと思うんですが、やはりまずこの委員会の中で、いろいろ自由討議というか、やはりそこをまず議論を深めて、そこで今後執行部にまた聞くなりをして、しないといけないと思いますので、そうなるとやはりまだ継続審査でしないといけないんじゃないかというふうには思います。

山田伸幸委員 この請願が出されたときと今とはかなり状況も変わってきていると思うんですよ。当時はセンター化の動きが随分あった中で、じゃ3月議会の結果を受けて、執行部がどのように考えているのかというのが全くその後教育委員会との議論もされておられませんし、その辺を少ししていけないといけないなど。閉会中にでもですね、やはりそういった場面をぜひ持っていただきたいという思いを持っておりますので、これは今結論を出すべきではないなというふうに思いますがいかがでしょうか。

河野朋子委員長 ほかの方はいかがですか。

中村博行副委員長 先ほど伊藤委員がおっしゃいましたように、やはり3月議会で委員長報告の中にもありましたように議会が1センターを否定しているものではない。ただし提案された件については、7つ、8つぐらいの問題点があると。その辺を精査された上で、再提案をできるだけ早くということを経済委員会のほうに投げかけている状況ですので、そしてまた今回の一般質問等でも給食関係で何名かの議員の方が質問される、その答弁によってもまた変わってくると思いますので、やはり今この件を採択、不採択というような形にはならないかと思っておりますので、継続するのはやむを得ないんじゃないかという気がします。

河野朋子委員長 いかがですか。ほかの方も。

岡山明委員 私も3月の状況と何ら変わっていないという状況で、もう執行部側から出てませんので、話は進められないと。もう継続の形をとる以外は、ないんじゃないかなと個人的には思います。

河野朋子委員長 大半そういった意見が出ているようですけども、即ここで採択、不採択の結論を出すのではなくて、もう少し教育委員会との協議やこの委員会内での自由討議などを深めながら継続していったらどうかという意見が大半でしたけど。ほかの方もそれでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ということで、ではこの請願第10号につきましては、引き続き継続していくということをここで決めたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

では次の陳情要望につきまして、本委員会に出されました3件ほどありましたけれども、それについて何か特にここで御意見があれば。（「なし」と呼ぶ者あり）なければそれぞれが精読するというでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）じゃそのようにお願いいたします。

続きまして閉会中の調査事項につきましては、出していただいた、これに何か追加することがあれば。

山田伸幸委員 非常にこう絞ったんですけど、突発的に出てくるようなこともありますのでもう少し広めておく必要があるんじゃないかなと。例えば教育にしてもそこは公共施設と学校給食に関することしか出てないんですが、今教育委員会制度そのものをめぐってもいろいろ国のほうで議論されていて、それに対して市はどう考えているかというのもぜひ一度は聞いてみたいし、そういった意味で言うと、教育委員会の部分をもう少し広げていただきたいなというふうに思います。それと財政問題も入れておかないと今後財政計画の見直し等も含まれているわけですから、それはぜひ入れておいていただきたいと思います。

河野朋子委員長 今追加の要望がありましたけれどもよろしいですか。教育、文化等に関することの（3）でよろしいですか。それと新たに財政に関すること、それを追加するというでよろしいですか。

笹木慶之委員 これは今山田委員が言われたことを否定するわけじゃないんですけどね、教育委員会制度そのものというのは、これは法律改正に伴う一連のものですからね、だからそのことによってどうなるかというのを、

まあ気持ちはわかるけど、ちょっとどうなんかなという気がしますけど。

山田伸幸委員 これは地方行政にそのままかかわってくるわけですよ。実際今教育委員会の所管がどんどん市長部局に移行されてきて、教育委員会にかかわることがどんどん縮小されて、今はもう教育委員制度そのものが解体の目に遭いそうなときに、地方として今の現状はどうか、そんなにまずいことなのかということをやはり、ここの委員会以外は所管ではないわけですからね、これは入れておかないとどこで協議するんですか。全く教育委員会のことノータッチでいいんですか。ここの委員会が。それはおかしいでしょう。国のことじゃないですよ。

伊藤實委員 今山田委員が言われることもわかるんですが、これまでは閉会中の継続調査事項については、もっとあった、この3倍くらい。現実的にね、この閉会中になかなかできないということで絞ろうというので、それぞれの常任委員会がしてるんで、山田委員が言われるのはわかるんだけど、実際には閉会中ですよ、7月、8月にできるとして、やはりこの項目の中で、防災は水害ね、ちょうど今から梅雨時期になる。そしてオートの問題。そして学校給食もしようということになってるんで、やはりここを集中的にすべきで、今言われるように挙げるだけなら挙げて構わないんだけど、そこまでの優先順位というか、それからいくと、つい載せるだけじゃ意味がないと思うわけよ。

山田伸幸委員 先日も教育長とも少し話をしてみたんですけど、教育委員会がまるで危機感を持ってないんですよ。そういう状況に対して。これは一度委員会としてもぜひ教育委員との懇談等もあっても、私はしかるべきだなと。さっきの学校給食に関するにしても私は当然もっと協議をしていかなきゃいけないわけで、そのときに教育委員会存在そのものが問われてきてるわけですよ。それとか今教科書の問題もあるし、だから民福なんかではね、逆に縮めすぎたというんで、後また広げてますよね。ここは私たちも所管の問題ですからね。

伊藤實委員 そう言われるんだったら学校給食に関することなんか、総務委員会と教育委員会とね、懇談して、その際に教育委員会が十分機能してないというふうな判断ならまたね、できるわけですから。懇談はこの学校給食で教育委員会との懇談というのもこれまではやったことないと思うんで、教育委員とはね。だからそういう部分を追加するという中で、今後教育委員会のあり方なりが問題を感じればまたするという格好で、項

目は絞っていったほうが実際この2カ月の中で、やはりなかなか、言われることはわかるんだけど。そういうふうに全体でしようというように絞ろうというあれやから。

山田伸幸委員 そうじゃない。民福は絞りすぎたという反省のもとに広げたんですよ。

河野朋子委員長 確かに言われるようにこちらがある程度想定したものを挙げておいても突発的に何か起きたときにこの中になければ対応できないというデメリットも私も感じてはいましたけれども、実際そういう事例が今この委員会にはなかったわけですけども。そういったことを想定してかなり網羅的に載せてたのを絞り込んで今試行錯誤してるわけで、その辺で1つでも2つでも追加したいという委員の声があればそのあたりは少し幅を。突発的にはちょっと例えば所管の関係のことで、出た場合に本当にこれに書いてなくてできるのかということが、ちょっと不安だったわけですけども。そういうことはできるわけですか。

古川議会事務局長 執行部との調整では、基本的に今伊藤委員が言ったように2カ月ぐらいしかないんで、もう決定的にやるということで、執行部のほうも多ければすごい構えるんで、一応できる範囲の中でやりましょうと。で、仮に突発的なことがあったら、向こうから説明に来るし、こちらからも求めるということです。

河野朋子委員長 了解はしてあるんですか。

古川議会事務局長 はい。

河野朋子委員長 そう言われましたけど、この2カ月に限りどうしてもこれをというのが今あればここで加えたいと思いますけど。

山田伸幸委員 先ほど言った項目を加えてほしいと思います。

河野朋子委員長 それでは加えるということでもいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）じゃそのようにしたいと思います。一応審査内容全て終わりましたので、ここで委員会については閉じたいと思います。お疲れさまでした。

午前 11 時 41 分散会

平成 26 年 6 月 10 日

総務文教常任委員会委員長 河野 朋子